

事務連絡  
令和6年11月29日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課・社会教育主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各國公立大学附属学校事務主管課  
各國公立大学担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省国際統括官付  
日本ユネスコ国内委員会事務局

ユネスコ「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、  
グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための  
教育に関する勧告」について（周知）

2023年11月のユネスコ総会において採択された「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための教育に関する勧告」が、2024年11月19日に国会へ報告され、また、日本ユネスコ国内委員会ホームページに仮訳が掲載されました。

本勧告は、1974年に採択された「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」を全面改訂したものであり、教育を通じて、人権、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発の享受を確保し、平和を維持及び促進すること等を目的とし、具体的指針を示すとともに、それらを含む勧告の内容について、ユネスコ加盟国に対し適当な措置をとるよう勧告するものです。

勧告に法的拘束力はありませんが、加盟国に対しては、勧告の原則を各種法令・政策・取組等に反映するとともに、全ての関係者が連携して取り組むことが推奨されています。

我が国においては、教育基本法、学校教育法、学習指導要領その他の法令等に

従い、教育振興基本計画等に基づき、勧告の理念に沿った取組を推進しているところですが、この勧告はあらゆる教育関係者が参考にすることが期待されていることから、都道府県教育委員会におかれでは域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）並びに関係する所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び社会教育施設に対して、指定都市教育委員会におかれでは関係する所管の学校及び社会教育施設に対して、都道府県知事部局におかれでは関係する域内の私立学校に対して、附属学校を置く各國公立大学附属学校事務主管課においては所管の附属学校に対して、各大学においては関係する部局に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構においてはその設置する高等専門学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては関係する域内の学校設置会社に対して、厚生労働省においては所管の専修学校に対して、それぞれ本事務連絡の内容について周知をお願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に周知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、貴課において必要に応じて御判断いただきますよう、お願い申し上げます。

【添付資料】

- 勧告概要（1枚紙）

【掲載URL】

- 勧告仮訳：[https://www.mext.go.jp/unesco/009/1411026\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/unesco/009/1411026_00005.htm)
- 勧告原文：<https://www.unesco.org/en/legal-affairs/recommendation-education-peace-and-human-rights-international-understanding-cooperation-fundamental?hub=66535>（※ユネスコのホームページ）

担当：文部科学省国際統括官付ユネスコ第二係  
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
電話：03-6734-3402  
E-mail：jpnatcom@mext.go.jp